

議案第40号

鳥取県行政組織条例の一部改正について

次のとおり鳥取県行政組織条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場

合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局等を置く。</p> <p><u>統轄監</u></p> <p>防災局</p> <p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>文化観光局</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局等を置く。</p> <p>防災局</p> <p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>文化観光局</p>

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

行政監察監

(統轄監の所掌事務)

第3条 統轄監の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県政推進上の重要政策の統轄及び総合調整に関する事項
- (2) 行政運営の総合調整に関する事項
- (3) 広報に関する事項

(防災局の所掌事務)

第4条 略

(総務部の所掌事務)

第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

行政監察監

(防災局の所掌事務)

第3条 略

(総務部の所掌事務)

第4条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政運営の総合調整に関する事項

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

(企画部の所掌事務)

第6条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 主要施策に係る課題の調査検討に関する事項
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略

(企画部の所掌事務)

第5条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 重要施策の総合的な企画及び調整に関する事項
- (2) 広報に関する事項
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(文化観光局の所掌事務)

第7条 略

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 略

(生活環境部の所掌事務)

第9条 略

(商工労働部の所掌事務)

第10条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 環境産業の振興に関する事項

(3) 略

(4) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(文化観光局の所掌事務)

第6条 略

(福祉保健部の所掌事務)

第7条 略

(生活環境部の所掌事務)

第8条 略

(商工労働部の所掌事務)

第9条 商工労働部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(農林水産部の所掌事務)

第11条 略

(県土整備部の所掌事務)

第12条 略

(行政監察監の所掌事務)

第13条 略

(部局等の長)

第14条 略

2 部局長等は、統轄監にあっては統轄監、部にあっては部長、局
(防災局を除く。)にあっては局長、防災局にあっては防災監、
行政監察監にあっては行政監察監とする。

3及び4 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(農林水産部の所掌事務)

第10条 略

(県土整備部の所掌事務)

第11条 略

(行政監察監の所掌事務)

第12条 略

(部局等の長)

第13条 略

2 部局長等は、部にあっては部長、局にあっては局長、行政監察
監にあっては行政監察監とする。ただし、防災局にあっては防災
監とする。

3及び4 略

(部局等以外の組織及び分掌事務)

第15条 略

(雑則)

第16条 略

(部局等以外の組織及び分掌事務)

第14条 略

(雑則)

第15条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項」を「鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項」に改める。

- (1) 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）
- (2) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）
- (3) 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）

- (4) 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）
- (5) 鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号）
- (6) 鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）
- (7) 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）
- (8) 鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）
- (9) 鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）
- (10) 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例（平成17年鳥取県条例第66号）
- (11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年鳥取県条例第62号）